平成２８年（フ）第１１３号
島根県安来市飯島町1182番地　ファーストハウスＢ号室、破産手続開始決定時の住所島根県安来市赤江町762番地
破産者　永田　順三
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
秋田県能代市字下内崎44番地６
破産者　丸一佐々木建設株式会社
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第８８７７号
東京都台東区雷門２丁目９－８－302
破産者　谷口　吉彦
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９８８号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目２番14号
破産者　バレリアンシューズ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５７４号
東京都葛飾区青戸８丁目４－30
破産者　遠藤　三郎
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第５１４号
広島市佐伯区海老園１丁目１番33―702号
破産者　勝部　保徳
1　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
2　一般調査期日　平成30年５月25日午前10時
平成30年３月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１２号
横浜市港北区綱島台６番26号
破産者　廣井　平信
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月23日午前11時50分
平成30年３月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５７９号
大阪府茨木市永代町１番５号
破産者　株式会社チボリー
1　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
2　一般調査期日　平成30年６月４日午後２時30分
平成30年３月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８５号
大阪府寝屋川市池田北町23番28号
破産者　有限会社ＡＩＺ・ＣＡＲコーディネート
1　破産債権の届出期間　平成30年５月８日まで
2　一般調査期日　平成30年６月18日午後２時
平成30年３月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６６号
埼玉県三郷市栄４丁目108番地１
破産者　株式会社オフセットクリーン
1　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午前10時
平成30年３月19日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
新潟県佐渡市旭750番地
破産者　山田　文雄
1　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
2　一般調査期日　平成30年６月18日午後１時30分
平成30年３月19日
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
函館市神山３丁目60番１号　ＣＡＳＡ　ＫＡＭＩＹＡＭＡ　１－Ｂ
破産者　澤井　伸也
1　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
2　一般調査期日　平成30年６月20日午前11時30分
平成30年３月22日　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２４号
京都市中京区壬生天池町40番地　ＭＮＳ天ヶ池　201号室、前住所京都市山科区御陵岡ノ西町71番地１
破産者　本多　哲也
1　破産債権の届出期間　平成30年５月22日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午前10時
平成30年３月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２９年（フ）第４８９７号
大阪市鶴見区鶴見５－５－37（淵川方）、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見５丁目４番11号
債務者　新井　正人（旧姓長野）
1　期日　平成30年５月14日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年３月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７９５号
大阪市淀川区木川西４丁目１番14―303号
破産者　株式会社ケイティ貿易
1　期日　平成30年５月22日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年３月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第２０号
山口県岩国市麻里布町６丁目３番６号　３Ｆ、破産開始決定時の住所山口県岩国市麻里布町６丁目３番９号　岩国大成自動車ビル204
破産者　山根　昭尚
異議申述期間　平成30年５月１日まで
平成30年３月22日　山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第２２号
山口県熊毛郡平生町大字字佐木355番地の５
破産者　小松　三男
異議申述期間　平成30年５月１日まで
平成30年３月22日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５３１号
京都府宇治市平尾台４丁目13番地の６
破産者　井野　英二
免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
平成30年３月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
京都府宇治市平尾台４丁目13番地の６
破産者　井野　和代
免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
平成30年３月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５３３号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番８―401号
破産者　村瀬　潤一
免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
平成30年３月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３６８号
横浜市鶴見区尻手２丁目９番６―105号
破産者　丸山　秀行
免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
平成30年３月22日
横浜地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２７年（フ）第１１３９号
福岡市東区和白５丁目22番５号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区東月隈１丁目17番５号
破産者　石塚　祥貴
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部